

日本の教科書制度の問題点

高嶋 伸欣

1. はじめに——教科書裁判原告として

最初に本報告の内容に関連する私自身のことについて述べる。現在、私は大学の教員で、小学校から高校の教員養成の仕事をしているが、2年前の1996年3月までの28年間は高校の教員だった。担当は社会科で、15年前からは教科書の執筆に参加した。

日本の学校で使われる教科書は文部省による検定に合格することが義務づけられている。そのため、私も検定をくり返し体験することになった。1980年代の合計6回の検定では、条件付合格という文部省の裁定の下に、部分的修正をめぐって交渉を重ねながら、最後には修正された以上は文部省側も合格にしなければならないという制約によって、決裂に至ることはなかった。

ところが、1980年代末に検定制度が文部省によって大幅に改訂され、文部省の指示による部分修正をしても文部省側はそれをもって合格とすべき義務は何もなく、それでもなお一方的に不合格とできるということとなった。その新制度の第1回目の適用となった1992年度の高校「現代社会」用教科書の検定で、私が執筆を担当した4ページに集中的に修正の指示が出される事態となった。それらの指示は、私の長年の授業体験に裏づけられた教育的配慮や東南アジアにおける日本軍の住民虐殺の実態調査などに、立脚した記述である点をまったく無視したものだ。検定官はこちらの説明にほとんど耳を貸さず、ただ一方的に全面的な書き替えを強要した。

やむをえず、私は同書の他のページの記述を生かせるようにすると共に、私の主体性と誇りを守るための次善の策として、担当分4ページの原稿を全面的に撤回し、執筆者の立場を離れるという道を選択した。執筆者グループの内の他のメンバーによって同一テーマを他の角度から論じた原稿が急遽作成され、同書は1993年3月末に検定合格となった。

同書の検定合格を見届けた後に、私は理不尽な理由で原稿撤回に追い込んだ国側の行為を不当として、賠

償を求める訴訟を1993年6月に国を相手として始めた。その第一審判決がようやく今年4月にあった。その内容は、国側に賠償の支払いを命じるものだった。私が提示した4つの争点の内2つについてだけ私の主張を認めたにすぎなかったが、国側は一切落度はなく賠償の必要はないとしていたのであったから、結論として私の勝訴だった。

この勝訴は、提訴当時から私が一貫して予想していたことであったが、それをより確実にしたものとして、私の訴訟を支援してくれた多数の教師、父母や一般市民の存在があったと考えている。日本の教科書制度は、検定問題を中心にさまざまな問題点を内包しているが、それらに対して執筆者や教師、父母など多くの関係者が関心を持ち続け、改善の努力も続けている。それが今年4月の判決にも反映したのだし、そうした様子を高校生や中学生に見せることが、教育の重要な一部分ともなるはずと私は思っている。

上記の一審判決後、原告、被告とも判決を不服として控訴したため、審理の場は東京高裁に移った。その第1回審理はこの10月におこなわれ、判決までにはまた数年かかると見込まれている。

以上の通り、私は高校教師としての長年の体験に加え、教科書執筆者としての検定の体験、さらに教科書裁判の原告という体験をまじえて、教科書制度の問題点をこれまで考察してきた。従って、今回これ以後に論じる内容も、こうした状況に立脚した体験的問題提起が中心になることを予め承知いただきたい。

2. 日本の教科書制度の根底にあるもの

日本の現在の学校教育制度は、近隣のアジア諸国への侵略を当然の行為と思込ませる上で重要な役割を果たしていた戦前・戦中の学校教育の誤りをくり返さないという反省を出発点として、再整備されたはずだった。

しかし、その原点は時の経過と共に次第にうやむやにされてきている。まず第1に、国家政府が全国の教育を一律に規定することの危険性を排除するために、

本来は都道府県別に教育内容を判断し、教科書も地域別に発行するものとされていた。それが敗戦後の混乱期にはすぐには実行できないために、暫定的に政府が一括して発行のための業務を取りしきるとされた。ところが、その後も政府による一括行政は継続され、やがて地域的特性よりも国家としてのまとまり、全国的教育水準維持のための統一的行政が優先されるとの論理によって、教科書行政は文部省の下に一本化された。

それは、前掲の深山報告で提起されている米国での「ナショナル・カリキュラム」構築のための下からの動きともいうべきものとは逆に、日本では戦後も再び「ナショナル・カリキュラム」が国家政府によって一方的に構築され、教育現場に強要されてきたことを意味している。

そうした強要をもっとも具体的に示しているのが、学習指導要領だった。同要領は、敗戦後間もない1947年に“試案”として公表され、あくまでも1つの参考例にすぎないとされた。それが、1958年の同要領第3回目の改訂では文部省令として官報に告示され“法的拘束力”を持つものとなった。以後、教育現場では同要領にない内容の授業は管理職や教育委員会によって厳しく規制され、教科書検定においても同要領が絶対的な基準として検定官によって用いられるに至った。

教科書検定制度にしても、本来は自由発行、自由採択によって教科書の内容も使用も、一気に民主化されるはずだった。けれども敗戦直後は、社会全体の民主化が不徹底で、軍国主義的な思想が、言論・思想の自由の名の下に、自由発行の教科書の中に浸透してくることが予想された。そこで、そうした現実を念頭に緊急避難的な例外措置として、教科書検定制度が設けられたのだった。

しかし、戦後も10年を経た頃にはそうした必要性もなくなってきたはずでもあるにもかかわらず、検定制度は廃止されなかった。それどころか、前述のように“法的拘束力”を具備した学習指導要領と結びつくことによって、国家による「ナショナル・カリキュラム」を強要する最も効果的な手段として機能することになった。

そうした変化の背景にあったのは、日本を取り巻く国際情勢だったとされている。それは、敗戦後の日本占領政策を実質的に左右していた米国が、対日主政策を軍国主義払拭と民主化から、東西対決下での西側陣営の一員としての能力の育成に転換したことだった。

朝鮮戦争を契機とした経済復興と部分講和の推進と

平行して、米国政府と日本政府与党幹部の間話しあい（池田・ロバートソン会談、1953年10月）で、公教育における社会主義的思想の排除と資本主義思想の浸透促進をめざすとされたことが確認されている。

さらに、政府は義務教育における父母の負担軽減化をめざす市民運動の教科書無償化の要求を受け入れる際に、事務の合理化を主な理由として小・中学校教科書を広域採択制度の下に置くことにした（1963年実施）。これにより、現在まで義務制学校の教員たちは自分が使用する教科書を自分で選ぶことができず、お仕着せの教科書を使用させられる事態となっている。

以上の通り、日本の戦後の学校教育では政府が「ナショナル・カリキュラム」を一方的に策定し、それを全国の学校に強要するという体制が作られ、その中で教科書が中心的な役割を果たしてきている。

3. 検定制度の矛盾の拡大

こうした先進諸国には類を見ない国家政府による「ナショナル・カリキュラム」の強要は、主権者国民から強い反発と抵抗を招いている。たとえば、日本の戦後の教科書制度の問題点とは、こうした政府の強要に対して主権者である国民がその主体性を保持するために抵抗する中で、さまざまに生じた現象として表面化したできごとが大部分であった。

問題点の第1は、検定が学習指導要領によって一律の記述を教科書に要求したことによって生じた。南北に約3000kmの広がりを持つ日本列島の中で、花や作物、動物など季節感に結びつく生物を年間のどの時期の教材とするか指定したことや、地域によっては存在しない生物を扱うように指定するなど硬直化した指導要領の強要が、全国の学校に混乱をもたらした。さすがに文部省もその不適切を認め、地域によって弾力的に対応することを求めている。文部省自身が“法的拘束力”に固執したあげくに、逆にその不当性を実証し、自認したことになっている。

問題点の第2は、画一的な教科書記述を強要することで、教師が児童・生徒の状況に応じた教育活動を著しく阻害していることにある。国語教科書の検定で、児童の詩作の中に小川の水音を「チャブチャブグルー」というように表現してあったのを、川の水は「サラサラ」でなければダメとした件は、よく知られている。また、そうした画一的な内容の教科書を用いた授業では「氷がとけると何になりますか？」という教師の問いに「水になります」という回答のみが正解とされ、「春になります」は誤答で、バツであるとされて

いることも、事例として報告されている。

児童、生徒たちはこうした画一的な教育によって、個性を抑圧され、感性を萎縮させられ、学習への意欲を奪われ続けてきた。

問題点の第3は、検定が国家政府の中枢にある文部省の主要業務の1つとして実施されていることにある。そのため、検定を通じて教科書には政府の政策を肯定する記述を強要する事態が続いている。規制の多い教科書出版は大手の出版社から敬遠され、最近では教科書出版専業の中小出版社ばかりとなっているため、検定不合格が1点でもあればそれだけで会社は倒産の危機に直面する。教科書会社は検定合格をより確実にするために、過去の検定事例や検定官の顔色などから判断して文部省政府に迎合した記述をふやし、政策を批判する見解を示す記述を減らすなどの自己規制に傾斜することになる。

そうした記述の例は戦後の日本社会の政治的論争点をめぐるものの中に多く見られる。たとえば、憲法第9条と自衛隊、PKO参加問題、公害問題、差別問題、原子力発電問題、戦争責任問題など。これらに関する記述をめぐって検定では執筆者と検定官の間で毎回のように厳しい緊張状態が生まれている。しかし、いずれの場合も最終的な可否の権限を一方的に握っている検定官に対して、執筆者の側は妥協を余儀なくされている。

4. 教科書問題改善の動き

しかし、そうした状況が続いている一方で事態を改善する動きも活発化している。そうした事態推進の契機になったのは、1982年夏の教科書問題の外交問題化であった。

それ以前の1970年代は高度成長政策による生活環境の悪化と共に政府批判が強まり、全国的な革新自治体の出現と国会での保守勢力の退潮のため、検定行政でも文部省は“低姿勢”の状況にあった。それが1980年の衆参同時選挙によって、保守党が安定多数の議席を一気に回復する事態となると、急遽文部省は強硬姿勢を示すに至る。前年の中学校用の検定ではパスしていた四大公害訴訟の被告企業名の表示が不可とされ、丸木夫妻の「原爆の図」のカラー写真が、中学生にはよいが高校生にはショッキングで情操教育上不適切であるとされた。こうした理不尽が、前述の強権的な検定制度の下では、そのまま通用したのだった。加えて、文部省は日本のアジア侵略に関する記述を極力あいまいにするように要求し続けていた。

そうした事態が一斉にアジア諸国に報道されたのが、1982年6月だった。直後に近隣諸国から抗議と非難の声が一斉に上がり、外交問題化する。文部省は首相官邸、外務省などから検定の是正を求められ、方向転換を余儀なくされる。

しかし、それ以後も文部省をそれまで支えていた与党保守党の中の“タカ派文教族”を中心とする政治家たちによって、学習指導要領に東郷平八郎を教えるべき人物として強引に明示するという状況も生まれた。ただし、この件については、近隣諸国や欧米からも日本政府は1930年代前半と同じ教育をめざそうとしているという批判を受けることになった。

また、1982年の教科書問題以後、近隣諸国との友好関係維持に水をさすものとして、文部省の教科書行政は首相官邸、外務省さらには通産省などからも、批判されてきている。

さらに、1993年6月には戦後の日本の政治を支配してきた自由民主党による長期政権が倒れた。文部省と自民党“タカ派文教族”の関係も不安定なものとなり、文部官僚はこれまでのように強引な行政をくり返せる状況ではなくなった。

加えて、1993年10月には第三次家永教科書裁判の東京高裁判決で、国側は敗訴した。それは、国側が指導要領を法規の一部として“法的拘束力”があるのであれば、その要領にもとづく検定のための検定基準や検定規則も法規の一部とみなされ、その解釈や運用には法規としての厳密さが要求されるのに、争点とされた検定の事例では文部省側が恣意的、便宜的に解釈し、運用しているので違法検定であるというものだった。この論理に国側は反論できず、上告を断念した。

さらに、家永側が敗訴部分を不服として上告した最高裁の審理では、1997年8月に家永側勝訴の判決が出され、国の違法検定は司法の場で確認された。

国側はそれでも、家永訴訟は1980年代の古い制度下の検定を不当としたもので、新制度で実施している現在の検定には影響しないと弁明した。しかし、それも前述のように私が原告となった訴訟の今年4月の判決で、同様に違法との判決が示されている。

ここに至り、文部省は“法的拘束力”にこだわるのは「日の丸・君が代」問題など特定の政治的テーマがらみのものに限定し、その他については「たかが学習指導要領」と思ってほしいと、言い出すまでになっている。ここまで、文部省を変えたもの、それは内外の世論の力であり、主権者日本国民の取り組みの力であ

ったと思われる。

5. 今後の見通し

上記のような状況が生じたことで、文部省がこれまでのように公権力をもって検定制度を長期的に維持するのは、困難になっている。検定を第三者機関に委託し、その結果の諾否は執筆者の自主的判断と責任でおこなうこととする事態が、やがては実現するものと考えられる。

その場合、執筆者だけでなく、教師、生徒、父母などはこれまで文部省まかせにした部分が少なくなかった。教科書として適否について、自らの責任範囲でそれぞれに考え、検討し、よりよい教科書作りと使用に責任を分担する体制作りが必要となる。

そこでまず第1に必要なのは、何よりも、執筆者たちが検定制度がなくても教育の質を低下させることなく、主たる教材として、より効果のある教科書を作り続ける確実な力量を身につけていくことである。それなくしては教師、生徒や父母からの信頼は得られず、逆に問題点は多少あるにしても検定制度の方がまだ良いということにもなりかねない。

近い将来に現実化されるとされる検定制度の廃止を視野に捉えて、執筆者を中心に教育関係者が力量を豊にし、それを蓄積していくこと、そのための社会的合意を得ることが急務であると、私は考えている。

私が原告となっている教科書裁判も、法廷での勝利

だけを目的にしているのではなく、勝訴判決後の上記のような取り組みの必要性を提示するための場としても位置づけている。

さらに、現在の教科書記述の中には、教師や生徒、父母からの信頼を得られるだけの工夫を十分に施した事例が数多く見られる。そうした事例の一つとして、本シンポジウムの口頭報告では江戸の鎖国時代にも国際交流を続けた朝鮮通信使の記述を通じて、アジアとの友好親善の歴史を学ぶ実践の紹介を試みているが、その内容の詳細については、機会を改めて触れることにしたい。

最後に、こうした教科書を自主的に編集し使用する教育の普及と共に、そうした教科書による学校教育と、各地の平和博物館による社会教育とは相互に補完しあうことで、よりいっそうの効果が発揮されると思われる。

平和博物館は日本においてまだ歴史が浅く、その展示内容についてさまざまな議論があるものの、教科書問題がたどってきた経過から見て、平和、民主主義、人権尊重を希求する主権者国民たちの広い同意が得られるものである限り、たじろぐことはないと考えられる。本シンポジウムにおいて、教科書問題での取り組みが参考にされる意義があるはずと判断する由縁もここにある。

(筆者 琉球大学教育学部教授)